

韓国における特許権存続期間の調整制度とその留意事項

2016年05月09日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

韓国特許法第92条(2)は、特許権存続期間の延長登録決定等を規定するものです。具体的には、特許権存続期間の調整は、下記のように規定されています。

【韓国特許法第92条(2)】

- (1) 審査官は、特許権の存続期間の延長登録出願に関して第91条(1)各号の1に基づく拒絶理由を発見しないときは、延長を許可しなければならない。
- (2) 特許庁長は、(1)の延長の決定があるときは、特許権の存続期間の延長を特許登録簿に登録しなければならない。

特許権存続期間の調整（以下、PTAという。）に係る制度は、米国との間のFTA（自由貿易協定）の結果、2012年に韓国において導入されました。**PTAの対象となるのは、2012年3月15日以降にファイルされた全ての特許出願**です（PCTに基づく国際出願の場合には、韓国国内段階への移行日が2012年3月15日以降の国内段階移行出願）。PTAに係る制度下では、韓国特許庁における不当な遅延を補填するために特許権存続期間が延長されます。

以下、特許権存続期間の調整について具体例を挙げて説明します。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.